

保護司とは……➤ 更生保護の担い手

保護司は保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された無給・非常勤の国家公務員です。地域社会から選ばれた社会的信望の厚い方々です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事しており、全国に約4万7,000人います。

① 使 命

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善・更生を助け、犯罪予防のため世論の啓発に努めています。

② 職 務

保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所長の指揮監督を受けて、次のような職務を行います。

(1) 保護観察を受けている少年や大人の指導など

毎月面接や家庭訪問などを行ない、立ち直りを助けています。

※保護観察とは…犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることを義務付けて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談に乗って、その立ち直りを助けようとするものです。



(2) 刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整など

出所後の生活設計等について、引き受ける家族と話し合いをしています。

(3) 犯罪や非行の予防活動

犯罪や非行をした人の立ち直りを見守るよう、広く社会に呼びかけを行っています。

※社会を明るくする運動……毎年7月1日から31日までを強調月間として地域のみなさんと協力し、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。



(4) 学校との連携による非行防止活動

近年、中学生による凶悪重大な事案が後を絶たないため、保護司は学校と連携し、非行防止活動を推進しています。



③ 更生保護と犯罪予防活動を行う団体

- (1) 埼玉県更生保護観察協会川口支部…更生保護関係法の適切運用と保護司活動の支援等を行います。
- (2) 川口地区保護司会…保護司の資質向上と保護司の使命達成のための活動を行います。
- (3) 川口地区更生保護女性会…女性の立場から更生保護の心を広め、青少年の健全育成を推進します。